

牧之原市外部公益通報取扱要綱

令和7年12月26日
告示第276号

(目的)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、外部公益通報を適切に処理するためにとるべき必要な措置を定めることにより、外部通報者の保護及び事業者の法令遵守を推進し、もって市民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 公益通報のうち法第2条第1項各号に掲げる者（以下「労働者等」という。）が、通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する市の機関に対して行う公益通報をいう。
- (2) 外部通報者 外部公益通報を行った労働者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(受付窓口)

第3条 外部公益通報の受付は、通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限に係る事務を所管する課等（以下「所管課」という。）において行う。

(相談窓口)

第4条 外部公益通報に係る相談等は、総務部総務課（以下「総務課」という。）において受け付けるものとする。

2 外部公益通報の相談窓口は、法に関する一般的な質問及び相談に関する受付並びに所管課への取次ぎを行う。

(秘密の保持及び利益相反関係の排除)

第5条 外部公益通報の処理に従事する職員又は外部公益通報に係る相談に応じる職員は、通報に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与することができない。

(外部公益通報の方法)

第6条 労働者等は、文書、電子メール、電話その他適切な方法により、所管課に外部公益通報を行うものとする。

2 労働者等は、外部公益通報をするときは、実名により行わなければならぬ。ただし、事実に係る客観的な資料を示して外部公益通報をするときは、匿名により行うことができる。

(外部公益通報の受付等)

第7条 総務課は、外部公益通報の相談を受け付けたときは、速やかに所管課に引き継ぐものとする。

2 所管課長は、当該所管課が受け付けた外部公益通報及び前項の規定により引き継いだ外部公益通報について、遅滞なく受理するか否かを決定するものとする。

- 3 所管課長は、前項の規定により受理することを決定したときはその旨を、受理しないことを決定したときはその旨及びその理由を外部公益通報受理（不受理）通知書（様式第1号）により、外部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者については、この限りでない。
- 4 所管課長は、第2項の規定により受理の決定をしたときはその旨を、不理の決定をしたときはその旨及びその理由並びに外部公益通報の概要（外部通報者の氏名を除く。）を市長及び総務課長へ報告するものとする。
（教示）

第8条 通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限に係る事務を所掌しない課等が外部公益通報を受け付けたときは、当該課等は、所管課又は処分若しくは勧告等を行う権限を有する行政機関について、当該外部公益通報をした者に対して、教示するものとする。

- 2 総務課は、所管課が明らかでない外部公益通報に関する相談を受け付けたときは、当該者に対して所管課を教示するものとする。
- 3 総務課は、市の機関以外の行政機関の権限に係る外部公益通報又はこれに関する相談を受け付けたときは、当該者に対して当該外部公益通報又は相談に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。
- 4 前3項の場合において、外部公益通報をした者が教示を望まない場合、匿名による外部公益通報等であるため外部公益通報等をした者への教示が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、当該教示をすることを要しない。

（調査の実施）

第9条 担当課は、外部公益通報を受理した場合は、直ちに必要な調査を開始するものとする。

- 2 前項の調査に当たっては、外部通報者の秘密を守るため、外部通報者が特定されないよう十分配慮するものとする。

（調査結果に基づく措置の実施等）

第10条 所管課長は、前条の調査の結果及び法令に基づく措置その他適当な措置（以下「法令に基づく措置等」という。）について、外部公益通報調査結果報告書（様式第2号）により、外部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者に対しては、この限りでない。

- 2 所管課長は、前条の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置等を行うとともに、その内容を市長に報告するものとする。
- 3 所管課長は、前条の調査の結果、通報対象事実があると認められないときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 4 所管課長は、第1項の通知に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮するものとする。
- 5 所管課長は、前4項の規定による対応が完了したときは、その対応の概要を総務課長へ情報提供するものとする。

（他の行政機関への協力）

第11条 市長は、他の行政機関から外部公益通報の処理について調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合等を除き、必要な協力をを行うものとする。

2 市長は、通報対象事実に關し、処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関が複数ある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

牧之原市長

外部公益通報受理（不受理）通知書

通報のありました外部公益通報について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、牧之原市外部公益通報取扱要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1 受理する。

調査に着手する時期 年 月 日

2 不受理とする。

(不受理の理由)

様式第2号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

牧之原市長

外部公益通報調査結果報告書

通報のありました外部公益通報について、下記のとおり調査を実施しましたので、牧之原市外部公益通報取扱要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 通報の概要

2 調査の方法

3 調査の結果

4 措置の内容